

2025年12月14日 改正

2025年9月8日 改正

令和7年2月6日 改正

平成12年4月16日 制定

日本地域学会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）会則（以下、会則）第7条第1項に定める会費（以下、会費）の徴収および納入等について定める。

(年会費)

第2条 会費は各事業年度ごとに納入する。

(納入方法)

第3条 会費の納入は次の各号に掲げる方法によるものでなければならない。

- 一 クレジットカードによる毎年度継続支払い
- 二 クレジットカードによる単年度支払い
- 三 本学会指定の銀行口座への送金
- 四 その都度、納入期限日の5日前までに本学会会員（以下、会員）が申し入れた方法であり、かつ本学会事務局長（以下、事務局長）がこれを適当と認めたもの

(徴収事務)

第4条 会費徴収事務は、本学会事務局（以下、事務局）が執り行う。

第5条（削除）

（会費の金額、学生割引、割増）

第6条 本学会の会費を以下の表のように定める。

一 所定の納入期限日までに納入された場合（年額）

納入方法\会員種別	正会員	正会員（学生）	法人会員
第3条第一号による	13,000円	8,000円	50,000円
第3条第二号による	14,000円	9,000円	
第3条第三号または第四号による	15,000円	10,000円	

二 所定の納入期限日以降に納入された場合（年額）

納入方法＼会員種別	正会員	正会員（学生）	法人会員
第3条第一号による	14,000円	9,000円	51,000円
第3条第二号による	15,000円	10,000円	
第3条第三号または第四号による	16,000円	11,000円	

2 日本国籍を有しない学生である正会員について、事務局長が適当と認めるときは、その納入方法によらず第3条第一号による方法を用いたとみなした金額とすることができる。

（納入期限の例外）

第7条 事務局長が適当と認めた場合には、その実際の納入日にかかわらず当該会費は所定の納入期限日までに納入されたものとみなす。

（準用規定）

第8条 第3条の規定は、事務局が理事会の了承を得て会員が支払うべき他学会等の他の組織（以下、他組織等）の会費もしくは定期学術刊行物の購読料（以下、他会費等）の徴収を代行（以下、他会費等の徴収を代行）する場合に準用する。

（規定準用の場合の納入期限、納入方法、前納の例外、徴収金額、送金担保等）

第9条 他会費等の徴収を代行する場合には、当該他会費等の本来の事業年度、購読年度、納入期限等にかかわらず本学会の事業年度および納入期限日を適用する。

2 他会費等の徴収を代行する場合には第7条の規定を準用する。

3 他会費等の徴収を代行する場合において当該会員が納入すべき当該他会費等の金額は、事務局に対して当該他組織等からその送金（振替）を請求されているところの当該会員にかかる他会費等の本来の金額にかかわらず、徴収手数料、送金手数料、為替手数料、同変動リスク等を考慮し、事務局長が財務担当常任理事と協議して定める。

4 他会費等の徴収を代行する場合における当該他会費等の当該他組織への送金（振替）は、当該会員にかかる他組織等からの請求のとおり事務局よりなされなければならない。

5 前項の規定は本学会一般会計により担保される。

6 事務局長は、他会費等の徴収を代行する場合、当該会員へのあり得べき不利益の発生についてこれを未然に防ぐべく、あるいは現に発生しているその不利益に対して適切な対応を求めるべく、その事務取扱いに配慮し、あるいは当該他組織等と協議しなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、他会費等の徴収を代行する場合において当該会員に発生した他組織等の会員等としての、あるいは定期購読者等としての不利益は当該会員に帰するものとする。

第10条（削除）

(会費納入義務の消滅)

第 11 条 会費は、当該事業年度が始まる日の 3 日前までに会員本人からの書面による退会等の申し出が行なわれない限り支払われなければならない。

2 他会費等の徴収を代行する場合においても前項の規定を準用する。

3 当該事業年度が始まる日までに当該会員に事故等があった場合には、前 2 項の規定は適用しない。

(会費等の請求)

第 12 条 事務局は、原則として各会員に対して当該事業年度開始後すみやかに会費の請求を行う。

2 事務局は、前項に規定する会費の請求において当該事業年度より前の事業年度の会費を滞納している会員にあっては、その滞納会費の合計金額と当該事業年度の会費を合わせて請求する。

3 前項の場合において、事務局長は理事会の承認を得て当該滞納会費の請求金額を調整することができる。

4 他会費等の徴収を代行する場合には、前 3 項の規定を準用する。

(前受金の処理)

第 13 条 当該事業年度の会費請求金額を越えて納入された場合には、その差額を前受金として処理する。

2 前項の規定は、前条第 2 項の規定が適用される場合にあって、その請求金額を越えて納入がなされた場合に準用する。

3 他会費等の徴収を代行する場合にあっても前 2 項の規定を準用する。

4 事務局は、前 3 項の規定により前受け金が発生している場合には、その納入名目の如何にかかわらず当該納入者が納入すべき会費等をもってその返済に当てることができる。

5 前項の場合にあって、当該事業年度の始まる日の 3 日前までに当該会員本人からの書面により退会の申し出がなされており、かつ当該会員の退会を総会に諮ることを理事会で承認している場合には、原則として当該前受け金はこれを返還する。

6 前項の規定にかかわらず、第 4 項の場合にあって第 11 条第 3 項の規定が適用される場合にも、原則として当該前受け金はこれを返還する。

(事業年度と会員の特典の関係)

第 14 条 会費を滞納している会員に対しては、会員としての特典を受けることができない。

(会費等滞納会員の取扱)

第 15 条 事務局長は、会費を納入期限日までに納入していない会員（以下、会費滞納会員）

に対して、会費納入の督促を行なわなければならない。

2 他会費等の徴収を代行する場合にあって、当該他会費等が納入期限日までに納入されていない場合には、当該会員を他会費等滞納会員として取扱い前項の規定を準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、第7条の規定が適用される予定の場合にあっては、その予定されていた納入方法もしくは事務局長が適当と認めた納入方法による会費の納入が実現しないこともしくはそれが実現しなかったことが明らかとなった段階で、遡って当該会員を会費滞納会員として取扱い第1項の規定を適用する。

4 他会費等の徴収を代行する場合にあって、かつ第7条の規定が適用される予定の場合にあっては、第3項の規定を準用し、遡って当該会員を他会費等滞納会員として取り扱い第2項の規定を適用する。

5 他会費等滞納会員に対しては、原則として他会費等の徴収を代行しない。

6 事務局長は、財務担当常任理事と協議し、長期会費滞納者に対しては会則第九条第四号に基づく措置を理事会に求めることができる。

第16条（削除）

（改正）

第17条 この規程は理事会の議決を経て改正することができる。

附則（平成12年4月16日制定）

（施行日）

この規程は、制定の日より施行する。

附則（令和7年2月6日改正）

（施行日）

この規程は、制定と同時に施行する。

附則（2025年9月8日改正）

（施行日）

この規程は、制定と同時に施行する。

附則（2025年12月14日改正）

（施行日）

この規程は、制定と同時に施行する。